

第17回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月20日(火) 午前9時30分から午前11時45分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人
戸崎浅一推進委員、大橋公一推進委員、臼井正敏推進委員
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 会務報告について
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
 - 議案第5号 壬生町農業振興地域整備計画変更の訂正の件について
 - 議案第6号 県営下稲葉地区土地改良事業の非農用地設定に係る関係法令の見込の回答の件について
 - 議案第7号 壬生町農用地利用集積計画の件について
 - 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について
 - 報告第1号 非農地証明願いの件について
 - 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
 - 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件についてその他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 若林俊彦、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
 - 議長 ただ今から、平成30年度第17回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。
 - 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)
 - 議長 それでは、4番 篠原正明 委員、5番 大橋幸子 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の堀主幹と岡局長補佐を指名いたします。
 - 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。
 - 事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1～2ページをご覧ください。
10月23日(火)、農業施策等の要望書提出が町長室において開催され、梁島源智会長、青木幸一推進委員長、事務局から私と岡局長補佐が出席いたしました。
10月29日(月)、県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島

源智会長が出席いたしました。

1月2日(金)、3市2町農業委員長・職務代理・事務局長等合同情報交換会が、野木町・山清において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、事務局から私と岡局長補佐が出席いたしました。

1月6日(火)、第2回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、県教育会館において開催され、記載のとおり農業委員7名と推進委員14名、事務局から私と岡局長補佐が出席いたしました。

1月9日(金)、町自治功労者表彰式が、正庁において開催され、早乙女誠職務代理が表彰され、梁島源智会長、事務局から私が出席いたしました。

1月11日(日)、下都賀地区女性農業委員ネットワーク研修会が、栃木市において開催され、大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、木野内佳代子推進委員が出席いたしました。

1月14日(水)、県農業担い手躍進大会が、パルティにおいて開催され、刀川正己農業委員、事務局から岡局長補佐が出席いたしました。

1月15日(木)、下稲葉地区圃場整備事業起工式が、下稲葉地内において開催され、琴寄成人農業委員、大橋好一農業委員が出席いたしました。

1月15日(木)、農地法第5条申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、清水利通農業委員、大久保幸雄農業委員、大橋好一農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の説明と朗読をいたさせます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

1月5日(金)締切の時点で、農地法第3条の規定による許可申請は13件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：譲渡人 _____氏(本郷)、譲受人 _____氏(本郷)

土地の表示 大字七ツ石 田 1筆 667m²

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人

第2項：譲渡人 _____氏(鯉沼)、譲受人 _____氏(鯉沼)

土地の表示 大字福和田 田 1筆 1,641m²

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

第3項：貸人 _____氏(本郷)、借人 _____氏(本郷)

土地の表示 大字上稲葉・七ツ石 田 17筆 合計21,248m²

使用貸借権の設定、借人の稼働力 稼働3人

第4項：譲渡人 _____氏(旭町)、譲受人 _____氏(三好町)

土地の表示 大字壬生甲 田 1筆 3,027m²

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

第5項：譲渡人 _____氏(下町)、譲受人 _____氏(下町)

土地の表示 大字上稲葉 田 1筆 274m²

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人

- 第6項：譲渡人 _____氏（上町）、譲受人 _____氏（下町）
 土地の表示 大字上稲葉 田 2筆 合計574㎡
 売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人
- 第7項：譲渡人 _____氏（下町）、譲受人 _____氏（下町）
 土地の表示 大字上稲葉 畑 1筆 211㎡
 売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人
- 第8項：譲渡人 _____氏（助谷2）、譲受人 _____氏（助谷2）
 土地の表示 大字中泉・助谷 田 5筆 畑 4筆 合計15,033㎡
 贈与による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人
- 第9項：譲渡人 _____氏（本郷）、譲受人 _____氏（本郷）
 土地の表示 大字羽生田 田 2筆 合計2,604㎡
 売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人
- 第10項：賃貸人 _____氏（通町）、賃借人 _____氏（中表町）
 土地の表示 大字壬生乙 田 3筆 合計274㎡
 賃借権の設定、賃借人の稼働力 稼働1人
- 第11項：譲渡人 _____氏（壬生下馬木）、譲受人 _____氏（壬生下馬木）
 土地の表示 大字壬生乙 畑 1筆 717㎡
 売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人
- 第12項：譲渡人 _____氏（原坪）、譲受人 _____氏（壬生下馬木）
 土地の表示 大字壬生甲 畑 1筆 869㎡
 売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人
- 第13項：譲渡人 _____氏（壬生下馬木）、譲受人 _____氏（壬生下馬木）
 土地の表示 大字壬生甲 畑 1筆 909㎡
 売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人

なお、第1項から第13項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。

以上、説明といたします。

- 議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 1番 琴寄成人 委員

- 1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第1項案件についてご報告いたします。
 去る11月18日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
 よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
 それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原

案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

○5番 大橋幸子 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第2項案件についてご報告いたします。

去る11月17日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と大橋公一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第3項案件についてご報告いたします。

去る11月18日に貸人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

○3番 早乙女誠 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第4項案件についてご報告いたします。

去る11月9日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と鈴木進吉推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第5項案件についてご報告いたします。

去る11月10日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第6項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 1番 琴寄成人 委員

- 1番 琴寄成人 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第2項案件についてご報告いたします。
去る11月10日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 続いて、第7項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 1番 琴寄成人 委員

- 1番 琴寄成人 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第7項案件についてご報告いたします。
去る11月10日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。

それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第8項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 中川久枝 委員

○9番 中川久枝 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第8項案件についてご報告いたします。
去る11月10日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と糸川喜幸推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第9項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第9項案件についてご報告いたします。
去る11月18日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と青木幸一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第10項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

○3番 早乙女誠 委員
農地法第3条の規定による許可申請の第10項案件についてご報告いたします。
去る11月8日に借借人_____氏立ち会いのもと、私と石井隆二推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
それでは、第10項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

○5番 大橋幸子 委員
年間10,000円とありますが、これは10aですか。

○3番 早乙女誠 委員
全部で10,000円です。耕作放棄地であったところでは。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第10項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第11項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

○6番 清水利通 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第11項案件についてご報告いたします。
去る11月14日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と細井秀男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第11項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第11項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第11項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第12項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

○6番 清水利通 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第12項案件についてご報告いたします。
去る11月14日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と細井秀男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第12項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第12項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第12項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第13項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 清水利通 委員

○6番 清水利通 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第13項案件についてご報告いたします。
去る11月14日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と細井秀男推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第13項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

12項・13項と10aあたり50,000円ですか、なぜ安いんですか。

○6番 清水利通 委員

砂利を取ったところなので、この金額になっています。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第13項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第13項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

11月5日(月)締切の時点で、農地法第4条の規定による許可申請は1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：申請者 株式会社_____代表取締役社長 _____氏(壬生町)

土地の表示 大字羽生田 田 2筆 合計657.50㎡

かんぴょう施設通路 賃借権設定地における用途区分変更

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る11月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の6番 清水利通 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、11月15日（木）に私と大久保幸雄委員、大橋好一委員、若林俊彦事務局長、堀靖久主幹の5名で調査いたしました。

農地法第4条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農振農用地ではありますが、農業用施設用地としての農振農用地の用途区分変更適回答が添付されており、不許可の例外あたる農業用施設用地であり立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないと思われま。また、この件について、申請者から、農振農用地の用途区分変更が終われば事業に取り掛かれると思いをしていたことと併せ今後は農地法を遵守する旨の顛末書が添付されております。過去の事例では複数年に渡り悪質な違反転用については農地へ復旧の上許可することとしておりますが、今回の案件については、期間も短く、悪意によるものではなく善意による過失であることを考慮し農地復元を求めず、調査委員会としましては、追認による許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

11月5日（月）締切の時点で、農地法第5条の規定による許可申請は10件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：譲渡人 _____氏（助谷1）

譲受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____氏（壬生町）

土地の表示 大字助谷 畑 1筆 869㎡

資材置場のための売買による所有権移転

第2項：賃貸人 _____氏（宇都宮市）

賃借人 _____氏・_____氏（至宝町）

土地の表示 大字安塚 畑 1筆 950㎡

学習塾敷地のための賃借権設定20年

第3項：賃人 _____氏（安塚2-2）

賃人 _____氏・_____氏（安塚2-2）

土地の表示 大字安塚 畑 1筆 397㎡

専用住宅敷地のための使用貸借権設定20年

第4項：賃人 _____氏（国谷2-2）

賃人 _____氏（栃木市）

土地の表示 大字国谷 畑 1筆 401㎡

専用住宅敷地のための使用貸借権設定30年

- 第5項：賃貸人 _____氏（旭町）
賃借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____氏（鹿沼市）
土地の表示 大字壬生甲 田 1筆 4, 147.75㎡
園芸用土採取のための賃借権設定1年
- 第6項：賃人 _____氏（安塚1-1）
賃人 _____氏（安塚1-1）
土地の表示 大字安塚 田 1筆 499㎡
専用住宅敷地のための使用貸借権設定35年
- 第7項：譲渡人 _____氏（至宝町）
譲受人 _____氏（上三川町）
土地の表示 大字国谷 田 2筆 1,282㎡
太陽光発電設備敷地のための売買による所有権移転
- 第8項：譲渡人 _____氏（至宝町）
譲受人 _____氏（佐野市）
土地の表示 大字国谷 田 1筆 731㎡
太陽光発電設備敷地のための売買による所有権移転
- 第9項：譲渡人 _____氏（万町）
譲受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____氏（東京都）
土地の表示 大字壬生乙 田 3筆 1,404㎡
太陽光発電設備敷地のための売買による所有権移転
- 第10項：賃貸人 _____氏（上三川町）
賃借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____氏（宇都宮市）
土地の表示 あげぼの町 畑 1筆 3,283㎡
太陽光発電設備敷地のための賃借権設定25年
- 詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る11月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の6番 清水利通 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ11月15日（木）に同じメンバーで調査いたしました。

最初に農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第1種農地ではありますが、既存施設の1/2を超えない敷地拡張であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

次に第2項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第3号第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

次に第3項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第3号第4項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

次に第4項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第3号第5項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

次に第5項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当しますので、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、11月28日開催の栃木県農業会議 常設審議委員会において意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

次に第6項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第2種農地であり、土地選定経過におい

て第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第3号第7項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

次に第7項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第2種農地でありますので、土地選定経過における第2種農地の許可基準にある代替性も無く、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第3号第8項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

次に第8項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第2種農地でありますので、土地選定経過における第2種農地の許可基準にある代替性も無く、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第8項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、議案第3号第9項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

- 6番 清水利通 委員

次に第9項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第2種農地でありますので、土地選定経過における第2種農地の許可基準にある代替性も無く、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第9項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、議案第3号第10項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

- 6番 清水利通 委員

次に第10項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第2種農地でありますので、土地選定経過における第2種農地の許可基準にある代替性も無く、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第10項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、11月28日開催の栃木県農業会議 常設審議委員会において意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件につきまして、ご説明いたします。

11月5日（月）締切の時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件は1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：賃貸人 _____氏（北小林1）

賃借人 _____株式会社 代表取締役 _____氏（栃木市）

土地の表示 大字北小林 畑 1筆 2,704.12㎡

許可日が、当初平成29年11月27日付、壬農委指令第5-14号で、許可期間が、平成29年11月27日～平成30年11月26日まで、園芸用土採取及び搬出入路、賃借権の設定、平成31年6月30日まで許可期間を延長する申請です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る11月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長6番 清水利通 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ11月15日（木）に同じメンバーで調査いたしました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しております。また、現地調査においては、防護柵の設置の徹底、早急な埋戻しの実施等を厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第6の議案第5号「壬生町農業振興地域整備計画変更の訂正の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第5号 壬生町農業振興地域整備計画変更の訂正の件について、ご説明いたします。

先月皆様にお諮りしました壬生町農業振興地域整備計画変更の件の中で、壬生町大字福和田字中道北_____番_____の土地について、14ページの訂正前の内容で異議なしと回答しましたが、利用目的の内容について、「太陽光発電施設」ではなく現在の使用状況である「資材置場」で意見書を再度提出してほしいということで県から農政課へ指導がありました。そのため訂正後のおり「太陽光発電施設」を「資材置場」に変更し再度農政課宛て回答を出してよいかご審議のほどよろしく願います。

詳細は議案書のとおりです。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第5号第1項については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付します。

○議長 次に、日程第7の議案第6号「県営下稲葉地区土地改良事業の非農用地設定に係る関係法令の見込みの件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第6号 県営下稲葉地区土地改良事業の非農用地設定に係る関係法令の見込みの件についてご説明します。

3件照会がかきており、いずれも用途は分家住宅敷地となっております。17ページが総括表、18ページが位置図となっております。

まず、第1項案件についてですが、19ページの調書によると将来分家住宅を建てるのにほかに土地がないためという理由から、所有者：_____、事業計画者が_____で贈与による分家住宅敷地となります。非農用地の設定申出地は20ページのとおり壬生町大字下稲葉字大神宮_____－_____で、500㎡となっております。取水は地下水、排水は合併浄化槽を予定しており、日照や通風及び周辺の農地への影響はなしということでございます。21ページは集落接続を図示しているものです。

次に、第2項案件についてですが、22ページの調書によると現在貸家住まいであり将来分家住宅を建てるのにほかに土地がないためという理由から、所有者：_____、事業計画者が_____で贈与による分家住宅敷地となります。非農用地の設定申出地は23ページのとおり壬生町大字壬生乙字西高野_____－_____、_____－_____、_____－_____で、500㎡となっております。取水は公共上水道、排水は合併浄化槽を予定しており、日照や通風及び周辺の農地への影響はなしということでございます。24ページは集落接続を図示したものです。

最後に、第3項案件についてですが、25ページの調書によると現在貸家住まいであり将来分家住宅を建てるのにほかに土地がないためという理由から、所有者、事業計画者ともに_____による分家住宅敷地となります。非農用地の設定申出地は26ページ

のとおり壬生町大字壬生乙字西高野_____—____、_____—____で、500㎡となっております。取水は公共上水道、排水は公共下水道を予定しており、日照や通風及び周辺の農地への影響はなしということでございます。27ページは集落接続を図示したものです。

以上いずれの件も図面にあるように集落接続等支障はないと思われるため農地転用の見込みについて支障なしとして回答してよいかご審議のほどよろしく願います。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第6号の県営下稲葉地区土地改良事業の非農用地設定に係る関係法令の見込みの件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号の県営下稲葉地区土地改良事業の非農用地設定に係る関係法令の見込みの件については、原案のとおり「支障なし」回答として、県に意見を送付いたします。

○議長 次に、日程第8の議案第7号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題いたします。

なお、本案件には、利用権設定各筆明細(新規・使用貸借権と再設定・使用貸借権分)に、_____が、また(新規・賃借権)に_____委員が受け人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の採決にあたり退席することとなります。それでは改めまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

議案第7号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

新規の賃借権分については、12件、39筆、面積合計40,918㎡

新規の使用貸借権分については、3件、3筆、面積合計2,020㎡

再設定の賃借権分については、4件、11筆、面積合計24,945㎡

再設定の使用貸借権分については、12件、79筆、面積合計67,415㎡

所有権の移転分については、5件、6筆、面積合計4,166㎡

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____及び_____委員が受け人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第7号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____及び_____委員が受け人となる事案を除き、原案

のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第7号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____及び_____委員が受け人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、_____に退席をお願いします。

(_____ 退席)

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____が受け人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第7号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____が受け人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第7号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____が受け人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。
_____は、席にお戻りください。

(_____ 着席)

○議長 ここで、_____委員に退席をお願いします。

(_____委員 退席)

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、_____委員が受け人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第7号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が受け人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第7号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、_____委員が受け人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。
_____委員は、席にお戻りください。

(_____委員 着席)

○議長 次に、日程第9の議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項

の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」を議題といたします。
それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

新規の賃借権分については、1件、17筆、面積17,128㎡

以上今案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定を満たしていると考えます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件は、原案のとおり決定した旨、町に回答いたします。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第10の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の44ページの1件がございました。内容については、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず、第1項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

第1項案件について、去る10月25日に、私と中川義人推進委員で現地調査をしてまいりました。

願い出のとおり、昭和27年頃から宅地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願い

いたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に、日程第11の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の45～46ページの3件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第12の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の47ページの4件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局より「その他」について説明をお願いいたします。

○事務局 (岡局長補佐)

今回はありません。

○議長 次に、事務連絡について、事務局より説明願います。

【 事務局・・・事務連絡 】

- 1 平成30年度全国農業新聞普及促進の結果について
- 2 今後の予定について (別紙1)
- 3 下都賀地方農業委員会会長会及び職員事務研究会合同研修会について (別紙2)
- 4 その他

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年度第17回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時45分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

4 番 _____

5 番 _____